

防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース **第9号** 2018. 5. 15

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

第11回口頭弁論（原告本人尋問）

└ 4月25日（水）午後1時30分より 本館108号法廷（24名）

防衛大人権侵害裁判第11回口頭弁論は、4月25日（水）13時30分より本館108号法廷で原告本人の尋問が行われました。第11回口頭弁論は原告本人の証人尋問ということで傍聴希望者が多くなることが予想されましたが108号法廷は24名という小さな法廷で残念ながら抽選で傍聴ということになりました。地裁玄関前には傍聴整理券を求め62名の方々が列を連ねました。抽選に外れ法廷に入れなかった人は隣の中央市民センターで学習会「護衛艦（たちかぜ）裁判のDVD上映」が行われました。参加は35名でした。

原告本人は、原告代理人の尋問、被告代理人の尋問で2時間半、一人でがんばりました。

第12回口頭弁論（被告K2・H・S・O証人尋問）

└ 4月26日（木）午前10時より 新館1号法廷

第12回口頭弁論は4月26日（木）午前10時より新館1号大法廷で開かれました。傍聴者約70名の参加でした。被告個人は、午前被告K2・H、午後被告S・Oの証人尋問が行われました。原告側で尋問に立ったのは午前井下顕弁護士、午後佐藤博文弁護士を中心におこなわれました。4人の弁護団は全員が尋問しました。終了後、九州キリスト教会館に移動し報告会が行われました。

■報告会

報告会は裁判終了後、九州キリスト教会館で報告会が行われました。支援する会の末永節子さんの司会で進められました。会を代表して挨拶に立った石村善治さんは、「防大のなかの状況というのはこういう裁判を通してしか分からない、裁判を通しては分からない。自衛隊そのものが闇のなかに依然としてあるし、この防大裁判はそうしたものに一つの穴をあける裁判ではないでしょうか」と、訴えられました。その後それぞれ支援者からの活動報告がありました。

弁護団からの報告は赤松秀岳弁護士、佐藤博文弁護士、井下弁護士とそれぞれ証人尋問を終えての問題点、今後の課題について提起が行われました。今回もそれぞれ意見や問題点が出され全体の課題共有となりました。5月、6月と証人尋問が続きます。大きな山場を迎えます。そのためにも法廷を埋め尽くし関心の高さを示さなければなりません。

支援者の皆さん、傍聴体制よろしくお願い致します。尚、当日カンパ金は8,000円でした。ありがとうございました。

■弁護団からの報告会

皆さん方が沢山傍聴に来て下さったこと、これが最大の成果

赤松秀岳弁護士

支援する会の皆さまには本当に毎回多数の方に傍聴に来ていただいてお礼申し上げます。昨日、今日と、簡単に私の方から成果と課題を報告させていただきます。

昨日は原告本人の証人尋問でした。原告本人とはお母様とともに3月中に、何回も打ち合わせをしました。一番負担が大きかったのは原告本人です。お分かりいただけるとは思いますけれども、2時間半、一人でがんばりました。原告代理人の尋問だけではなくして、反対尋問で非常に意地の悪い尋問も飛んでまいりました。しかも個人被告の代理人だけではなく、国の代理人からも反対尋問の矢を浴びせられました。そう言っても過言ではないと思います。何より、本人が頑張ってくれたと思います。原告本人は反対尋問を非常に心配していたんですけれども、堂々の対応でした。

実は新しいことなんですけれども、今日、午前中に尋問を担当していただきました井下顕先生が新しく弁護団に加わって下さいました。今日の井下先生の尋問をご覧になられて分かると思いますけれども、本当に大きな戦力を弁護団として得ました。私としても心強い限りです。それから、今日午後は北海道から来ていただいた佐藤博文先生に尋問をいただきました。佐藤先生は教育学を勉強された方でありまして、法律だけではなくして、教育学者なんですけれども、その観点から被告Sを追い詰めていく素晴らしい尋問だったと思います。

まだまだ課題は残ります。特に、国の反対尋問を聞かれてお分かりと思うんですけれども、こちらが言うことと同じように本人（被告）の責任を追求するような尋問の狙いは、要するに「個人がやったことで、国は無関係なんだ」というようなところに話を持っていくんだと言うことだと思います。そこに対して、今後弁護団としてどのように対応していくのが課題になるかだと思います。

成果としては、裁判所がこの事件に関心を持っ

てくれています。それがまず成果だと思います。今日もお昼に弁護団で話をしたんですけれども、裁判官の質問が防衛大学校を組織として問題にしているそのような質問が裁判長から長々とされる。これは異例のことではないか。それだけ裁判長はこの事件に強い関心を持ってきているという印象を持ちました。通常尋問というのは、裁判への最終段階でやります。それまでも沢山書面を出しまして、色んな証拠を出しまして、こんなに証拠を出しているのだから裁判官も良く分ってくれているのだらうと思いきや、尋問でとんでもない質問をする裁判官もいるわけです。しかし、そのような裁判とは異なり、この裁判では、今日は左陪席の女性裁判官、裁判長も含めてこの事件の本質を良く理解した質問をしてきてくれていると思います。これも成果の一つです。

何より、昨日と今日、皆さん方が沢山傍聴に来て下さったこと、これが最大の成果です。昨日については小さな法廷になりましたけれども、62人の方が抽選にきて下さったことを聞きました。皆さん方、感じてますか、裁判長はやっぱ大きな法廷でないと、この裁判ははやっていけないんだと、そういう意識を持ち始めています。これも皆さん方が毎回支援して下さいる成果だと思います。今後ともよろしくお願い致します。

裁判官が関心を持ってきている

佐藤博文弁護士

皆さんご苦労様でした。札幌から来ました佐藤博文です。昨日、原告A君がボクシングをしていたことから反対尋問では「向こう側が打ってきたときに、そこをカウンターで打っていくのが一番効果的で、ノックアウトができる」という話をしていたんです。原告A君は本当にカウンターになる証言していました。あらためて、たくましいなあと思いました。

今日については、赤松弁護士が言われていた通りです。私は裁判官には、自衛隊は普通の企業や役所のパワハラ事件と違って特殊な論理と力が働いているところだということ、学生間指導という普通では考えられないことをきちんと理解してもらわないといけないと思って尋問をやりました。

裁判官は彼らがやった行為は、ある意味その時は良かれと思ってやっていた面もあるわけで、そういう両面を法的に評価することを裁判官にやってもらい軍隊と兵士の本質に迫ってもらいたいと思っています。

今日4人の尋問をやりまして大分、リアリティというか、そういうものが裁判官にも分ってきて、先ほど赤松弁護士が言われたように、裁判官が関心を持ち、問題意識を持って補充尋問をしたと思います。

あと3人。被告個人尋問をきちっと成功させる必要があります。次回も福岡まで来ます。皆さんといっしょに頑張りましょう。

最後まで皆さんと頑張りながら 喜びあえる勝利を勝ち取りたい

井下顕弁護士



この度、弁護団に入らせていただきました弁護士の井下です。よろしくお願い致します。被告尋問の1ヵ月前に赤松先生からお話をいただきました。記録が膨大なので、この1ヵ月の間、一生懸命読み込みました。

今日の午前中、反対尋問を担当させていただきました。傍聴いただいたみなさんにも状況がリアルに分かっていただけたと思います。本当は、法廷で当時の録音データを明らかにしたかったんです。ところが被告の2人が「録音の反訳書は全部認めます」と、全部認めてしまいました。私が期待したのは、反訳書を読んだけれども、被告が、私かどうかはわかりません、とか、否定しましたら、その場で裁判長の許可を得て、録音音声を法廷で再現しようと考えていました。そのために急ぎよ、ICレコーダーを昨日購入しました、再生の準備をしていました。しかし、徒労に終わって

しまいました。

今日の問の中で、私の狙いといいますか、当時、原告が被告KやHに対し、「同期なら守って欲しかった」という部分、ここを裁判所に分からせる必要がありました。当時、K被告からのすさまじい暴力が連日続いていました。毎朝7時半ごろ、昼休み、夜、とずっと続くんですね。被告Kも被告HもK被告と同じ部屋です。暴行はその部屋でずっと行われていたんです。だから、原告に対する暴力を知っていた、だから原告は「同期なら守って欲しかった」と率直な気持ちを伝えたいんです。しかし、H被告は、同じ部屋だけれども知らなかった、そんな嘘を言いました。ここまで来てそんな嘘を言うなんて本当に許せない気持ちです。

弁護団に入らせていただいて、あらためて問題の根深さを感じました。私も様々な反戦・平和の活動をしています。福岡県平和委員会や六本松九条の会などで、代表をさせていただいております。私が想像する以上に、本件問題は、わが国における軍隊が一体どういうものか、彼らの暴力の文化は私たちの文化ではありません。平和な、民主的な文化とは違う、防衛大というところが、若者をすさんだ精神構造に追いやっていく、そうしたところを裁判官には分かって欲しいと思っていますが、一方で、本日の裁判官の質問を聞くに、果たして理解してもらえているのだろうか、そういうふうに思いました。

防衛大の暴力の文化の中で彼らが洗脳されていく。人間は本来、種の保存本能から人を殺せません。アメリカの兵隊だって、第2次世界大戦頃は4人に1人しか人に向けて銃を発砲できなかった、ベトナム戦争頃になると、それが50%ぐらいになる、イラク戦争頃になると99%の兵隊が人に向けて発砲する。こうした訓練が行われています。

この事件を通じて、戦争とは何か、暴力とは何か、それらを明らかにしながら、最後まで皆さんと頑張り、ご一緒に喜びあえる勝利を勝ち取りたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。

新しく弁護団に加わった弁護士の紹介

*井下顕弁護士／六本松総合法律事務所 福岡市中央区六本松3-11-41えいりんビル303号

*渡邊陽弁護士／弁護士法人奔流 福岡市東区馬出2丁目1番2号 福岡五十嵐ビル2F

この間の裁判経過

第1回	審理	2016年5月23日(月)	地裁303号法廷
第2回	個人・国	2016年7月11日(月)	地裁303号法廷
第3回	個人・国	2016年10月4日(火)	地裁303号法廷
第4回	個人・国	2016年12月6日(火)	地裁303号法廷
第5回	個人・国	2017年3月6日(月)	地裁301号法廷
第6回	個人・国	2017年6月19日(月)	地裁301号法廷
第7回	個人	2017年9月4日(月)	地裁301号法廷
第8回	個人・国	2017年10月16日(月)	地裁301号法廷
第9回	個人・国	2017年12月11日(月)	地裁301号法廷
第10回	証人尋問	2018年2月20日(火)	地裁新館1号
第11回	証人尋問	2018年4月25日(火)	本館108号
第12回	証人尋問	2018年4月26日(水)	地裁新館1号

第13回裁判(証人尋問・被告)

5月28日(月) 午後1時10分 本館301号法廷

※裁判終了後、報告会

※会場—大手門パインビル(家庭裁判所の隣)

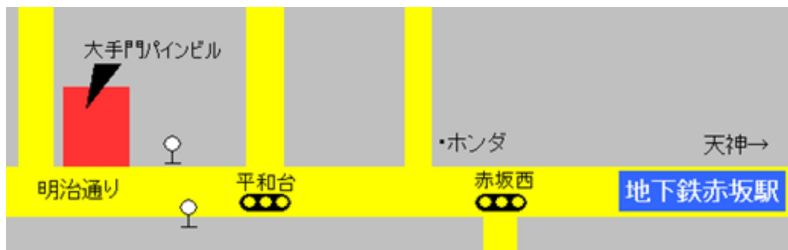
福岡市中央区大手門1-1-12

電話092-771-2176

※西鉄バス…平和台鴻臚館バス停前

※地下鉄…赤坂駅から徒歩4分

※福岡地裁…徒歩4分



第14回裁判 (証人尋問・被告)

6月14日(木)
午後1時30分

法廷(未定)

※裁判終了後、報告会を
します。

会場/未定

◆財政支援カンパ

※郵便振替 一口1,000円(何口でも可)

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会

口座/01750-5-145369

*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会
事務局長 前海満広

口座/九州労働金庫福岡県庁前支店
6725504